

交通事故などにあつたときはまず連絡を！

交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。しかし、その場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものですので、国民健康保険または後期高齢者医療保険が一時的に立て替え払いし、後日、加害者に請求することになります（業務中の事故や、不法行為による事故のときは、保険証が使えない場合があります）。

○第三者による行為に該当するものの例

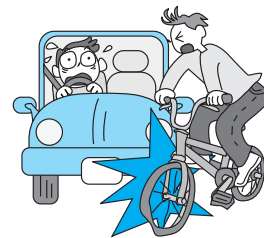
- ・交通事故による負傷
（バイクや自転車による事故も含まれます）
- ・不当な暴力や傷害行為による負傷
- ・他人が飼っているペットによる負傷 など

○第三者による事故にあつてしまったら…

保険課へ速やかに連絡をお願いします。

○示談を結ぶ前にご連絡ください

保険課へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国民健康保険または後期高齢者医療保険が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。



【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

安価で安心

ジェネリック医薬品を利用しましょう！！

パスポートの申請書が自宅で作れます

パスポートの申請書を、ご自宅のパソコンのブラウザ等から、必要事項を入力してPDF形式で作成することができます。作成した申請書（届出書）をプリンターで印刷し、所持人自署等を手書きで記載の上、町役場のパスポートの申請窓口で他の必要書類と共に提出することにより、申請（届出）手続が行えます。

詳しくは「外務省ホームページ」の「パスポート申請書ダウンロード」をご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

※ご利用に際しては、「パスポート申請書ダウンロード」ホームページの「使い方」「ご利用環境」「マニュアル」をご確認ください。「ダウンロード申請書」は、A4用紙に縮小・拡大などは行わずに片面印刷（裏面は白紙）の上、折らずにパスポート申請窓口を持参してください。



【問合せ先】 町民課 ☎ 029-240-7111（直通）

茨城町長選挙及び茨城町議会議員補欠選挙 立候補予定者説明会の開催について

平成31年4月21日（日）執行予定の茨城町長選挙及び茨城町議会議員補欠選挙（欠員数1人）に立候補を予定されている方を対象に、立候補予定者説明会を開催します。

立候補届出に必要な書類を配布しますので、立候補を予定されている方または代理人の方は必ず説明会に出席してください。

- ▶日時 3月20日（水）
午後1時30分～
- ▶場所 茨城町役場2階
大会議室

立候補予定者説明会後の予定

- 4月3日（水）立候補届出書類事前審査
- 4月16日（火）告示日（立候補届出）
- 4月17日（水）～4月20日（土）期日前投票
- 4月21日（日）投開票日

【問合せ先】 茨城町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎ 029-240-7125（直通）

特別児童扶養手当・特別障害者手当のご案内

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給します。

▶手帳等による等級の目安

1級（重度） 手当額・・・51,700円/月（平成30年度）

身体障害者手帳がおおむね1・2級（内部疾患は例外があります）

療育手帳がA判定以上

精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度） 手当額・・・34,430円/月（平成30年度）

身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）

療育手帳がおおむねB判定

精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

▶支給方法

年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※前年の所得が一定額以上の場合、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がい著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。

▶対象者

身体障害者手帳1級、療育手帳○A程度の方で、障がい著しく重度または重複している方

▶手当額 26,940円/月（平成30年度）

▶支給方法

年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）